

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
日曜日に
がと日、
の翌日)

目 次

◇告 示 字の区域の新設等(二件) (地方課)

字の区域の変更(三件) (〃)

土地改良法による換地処分(四件) (農村整備課)

告 示

鳥取県告示第二百五十五号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、岩美町長から次のとおり字の区域を新たに画し、変更し、及び廃止する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の新設、変更及び廃止は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の第二十項において準用する同法第五十四条第四項の規定による岩井地区第一工区の換地処分の公告があった日の翌日か

らその効力を生ずる。

平成五年三月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

新たに画する字
の名称

同上の区域(平成四年七月三十一日現在の地番による。)

大字岩井字新砂
子

大字岩井字大垣八五四の一部及びこれと一体をなす国有地並びに八五〇の二、八五一、八五三と一体をなす国有地の一部

大字岩井字下山根八六五の一部

大字岩井字中山根九一七から九二〇までの一部及びこれらと一体をなす国有地の一部

大字岩井字南新砂子九二一から九二七まで、九二七の一、九二八、九二九、九三〇の二の一部、九三〇の二の一部、

九三一から九三四まで及びこれらと一体をなす国有地

大字岩井字北新砂子九三五の二の一部、九三五の二の一部、

九三六の一部、九三七の二の一部、九三八の二の一部、九三九の二の一部、九四〇の二の一部、九四一の二の一部、九四二の

一の一部、九四二の二から九四四の四まで及びこれらと一体をなす国有地

大字岩井字梨子木田九五八の二の一部

大字岩井字柳井手一〇一一の二の一部及びこれと一体をなす国有地

大字岩井字柳井手一〇一一の二の一部及びこれと一体をなす国有地

大字岩井字柳井手一〇〇九の一部、一〇一〇の三の一部、

大字岩井字廣田塚ノ上九八五の一部、九八六、九八七、九八八の一部、九九〇の一部、九九一の一部、九九三の一部、

九九四、九九五の一部、九九八の一部、一〇〇〇の一部、一〇〇一の一部、一〇〇一から一〇〇四までの一部及びこれらと一体をなす国有地

大字岩井字柳井手一〇〇九の一部、一〇一〇の三の一部、

大字岩井字柳井手一〇〇九の一部、一〇一〇の三の一部、

大字岩井字柳井手一〇〇九の一部、一〇一〇の三の一部、

大字岩井字柳井手一〇〇九の一部、一〇一〇の三の一部、

大字岩井字柳井手一〇〇九の一部、一〇一〇の三の一部、

大字岩井字柳井手一〇〇九の一部、一〇一〇の三の一部、

大字岩井字柳井手一〇〇九の一部、一〇一〇の三の一部、

大字岩井字柳井手一〇〇九の一部、一〇一〇の三の一部、

大字岩井字柳井手一〇〇九の一部、一〇一〇の三の一部、

大字岩井字柳井手一〇〇九の一部、一〇一〇の三の一部、

大字岩井字長谷
広田

<p>一〇一三の二から一〇一三の三までの一部、一〇一四の一の一部、一〇一四の二、一〇一四第一の一部、一〇一五の一、一〇一五の二、一〇一六から一〇一八まで、一〇一九の一、一〇一九の二、一〇一九内第一、一〇二〇の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部</p> <p>大字岩井字西花立一〇七三の二から一〇七三の五までの一部、一〇七三内第一、一〇七四の二の一部、一〇七四の三の一部、一〇七四内第一、一〇七六の一部、一〇七七の一部、一〇七七内第一及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字岩井字東花立一〇七八の二、一〇七八の三、一〇七九の一、一〇七九の二、一〇八〇の二、一〇八〇の三、一〇八一の一部、一〇八一の二、一〇八二の二の一部、一〇八二の三の一部、一〇八二の四、一〇八二の六の一部、一〇八四の一部、一〇八五、一〇八六の一部、一〇八七、一〇八八、一〇八九から一〇九一までの一部、一〇九四の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字岩井字廣田一〇九七の一部、一〇九九の一部、一一〇〇、一一〇一の二、一一〇一の三、一一〇二の二、一一〇二の三、一一〇三の一部、一一〇四の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>一〇一三の二から一〇一三の三までの一部、一〇一四の一の一部、一〇一四の二、一〇一四第一の一部、一〇一五の一、一〇一五の二、一〇一六から一〇一八まで、一〇一九の一、一〇一九の二、一〇一九内第一、一〇二〇の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部</p> <p>大字岩井字西花立一〇七三の二から一〇七三の五までの一部、一〇七三内第一、一〇七四の二の一部、一〇七四の三の一部、一〇七四内第一、一〇七六の一部、一〇七七の一部、一〇七七内第一及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字岩井字東花立一〇七八の二、一〇七八の三、一〇七九の一、一〇七九の二、一〇八〇の二、一〇八〇の三、一〇八一の一部、一〇八一の二、一〇八二の二の一部、一〇八二の三の一部、一〇八二の四、一〇八二の六の一部、一〇八四の一部、一〇八五、一〇八六の一部、一〇八七、一〇八八、一〇八九から一〇九一までの一部、一〇九四の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字岩井字廣田一〇九七の一部、一〇九九の一部、一一〇〇、一一〇一の二、一一〇一の三、一一〇二の二、一一〇二の三、一一〇三の一部、一一〇四の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字岩井字長谷 河原</p>	<p>大字岩井字梨子木田九六三の一部、九六四の一部</p> <p>大字岩井字上中河原九六八の二から九六八の三まで、九六九、九七〇、九七一の二、九七二の二、九七三、九七四の二、九七五、九七六の二、九七六の三、九七七の二から九七七の四まで、九七八から九八一まで、九八一の二及びこれらと一体をなす国有地の一部</p> <p>大字岩井字廣田塚ノ上九八二から九八四まで、九八五の一部、九八八の一部、九八九、九九〇の一部、九九一の一部、九九二、九九三の一部、九九五の一部、九九六、九九七、九九八の一部、九九九、一〇〇〇の一部、一〇〇一、一〇〇二から一〇〇四までの一部及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>
<p>なす国有地</p> <p>大字岩井字東花立一〇八九の一部、一〇九一の一部、一〇九三の一部、一〇九四の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字岩井字廣田一〇九五、一〇九六の一、一〇九六の二、一〇九七の一部、一〇九八、一〇九九の一部、一一〇三の一部、一一〇四の一部、一一〇五、一一〇六の一、一一〇六の二、一一〇七及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字岩井字山崎河原一一〇八から一一一〇まで、一一一一の一部、一一一二の一部、一一一四の一部、一一一八の一部、一一一八の四、一一一九から一一二三まで、一一二四の一部、一一二四の二の一部、一一二五の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一一二四の一部、一一二四の二の一部、一一二五の一部と一体をなす国有地の一部</p>	<p>大字岩井字荒神下の全域</p> <p>大字岩井字大垣八三七の一部、八五四の一部、八五六の一部、八五七の三の一部、八五八及びこれらと一体をなす国有地並びに八三五から八三六まで、八三七の一部、八五四の一部、八五五、八五六の一部、八五七の三の一部と一体をなす国有地の一部</p> <p>大字岩井字下山根八五九、八六〇の一、八六〇の二、八六一、八六二の一、八六二の二、八六三の二から八六三の三まで、八六四の一、八六四の二、八六五の一部、八六六の二から八六六の三まで、八六七、八六八の一、八六八の二及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字岩井字南新砂子九三〇の一の一部、九三〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字岩井字樋遣</p> <p>大字岩井字樋遣のうち八一八の二の一部及びこれと一体をなす国有地並びに八一七の二、八一七の三、八一八の二</p>	<p>区域を変更する 字の名称</p> <p>同上の区域(平成四年七月三十一日現在の地番による。)</p>

	<p>大字岩井字大垣</p>	<p>大字岩井字下山根</p>	<p>大字岩井字中山根</p>	<p>大字岩井字梨子木田</p>	
<p>一部、八一八の二、八一八の三、八一九と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>大字岩井字大垣のうち八三七の一部、八五〇の二の一部、八五四の一部、八五六の一部、八五七の三の一部、八五八及びこれらと一体をなす国有地並びに八三五から八三七まで、八五〇の二、八五〇の六、八五一、八五三、八五四の一部、八五五、八五六の一部、八五七の三の一部と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>大字岩井字下山根のうち八五九、八六〇の二、八六一、八六二の二、八六三の二、八六四の二、八六五、八六六の二から八六六の三まで、八六四の二、八六五、八六六の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字岩井字中山根のうち九一四の一部、九一七の一部、九一八、九一九の一部、九二〇の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに九一四の一部、九一七の一部と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>大字岩井字榎遺八二八の二の一部及びこれと一体をなす国有地並びに八一七の二、八一七の三、八一八の二の一部、八一八の三、八一八の四、八一八の五、八一八の六及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字岩井字大垣八五〇の二の一部及びこれと一体をなす国有地並びに八五〇の三と一体をなす国有地</p> <p>大字岩井字北新砂子九三五の二の一部、九三六の一部、九三七の二の一部、九三七の三、九三八の二の一部、九三八の三、九三八の四、九三九の一部、九四〇の二の一部、九四〇の三、九四〇の四、九四一の一部、九四二の二の一部、九四二の三、九四二の四及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字岩井字梨子木田のうち九五八の二の一部、九六三の一部、九六四の一部以外の区域</p>	
	<p>大字岩井字上中河原九六八の二、九七〇、九七一の二と一体をなす国有地の一部</p> <p>大字岩井字廣田塚ノ上二〇〇の二の一部、二〇〇の三から二〇〇の四までの一部、二〇〇五及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字岩井字柳井手一〇〇六の二から一〇〇六の三まで、一〇〇七、一〇〇八、一〇〇九の一部、一〇一〇の二、一〇一〇の三、一〇一〇の四の一部、一〇一一の二、一〇一一の三の一部、一〇一一の四の一部、一〇一二の二、一〇一二の三の一部、一〇一二の四の一部、一〇一三の二、一〇一三の三の一部、一〇一三の四の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字岩井字柳井手</p>	<p>大字岩井字中山根九一四の一部、九一七の一部、九一八の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに九一四の一部、九一七の一部と一体をなす国有地の一部</p> <p>大字岩井字北新砂子九三五の二の一部及びこれと一体をなす国有地</p> <p>大字岩井字柳井手のうち一〇〇六の二から一〇〇六の三まで、一〇〇七から一〇〇九まで、一〇一〇の二から一〇一〇の三まで、一〇一一の二の一部、一〇一一の三、一〇一二の二の一部、一〇一二の三の一部、一〇一二の四の一部、一〇一三の二の一部、一〇一三の三の一部、一〇一三の四の一部、一〇一四の二、一〇一四の三の一部、一〇一五の二、一〇一五の三、一〇一六から一〇一八まで、一〇一九の二、一〇一九の三、一〇一九の四、一〇二〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p> <p>大字岩井字中樋詰の全域</p> <p>大字岩井字先山根一〇三六、一〇三七、一〇三八の二、一〇五一の二、一〇五四の二及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字岩井字上樋詰一〇五五、一〇五六の二から一〇五六の四まで、一〇五八、一〇六〇、一〇六一の二、一〇六五の二、一〇六六の二、一〇六七の二、一〇六八の二、一〇六九の二から一〇六九の四まで、</p>		

<p>大字岩井字先山根</p>	<p>一〇七〇の一から一〇七〇の三まで、一〇七一の一の一部、一〇七二の一、一〇七三の三、一〇七四の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一〇六四の二、一〇六五の三、一〇六六の三と一体をなす国有地の一部 大字岩井字西花立一〇七三の一の一部、一〇七三の三の一部、一〇七三の四の一部、一〇七三の五の一部、一〇七三の六、一〇七四の二の一部、一〇七四の三の一部、一〇七五の一、一〇七五の二、一〇七六の一部、一〇七七の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字真名字樋ノ詰九四の一から九四の三までの一部、九九の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字岩井字上極</p>	<p>大字岩井字上極のうち一〇五五、一〇五六の一から一〇五六の四まで 一〇五八、一〇六〇、一〇六一の一、一〇六五の一、一〇六六の一、一〇六七、一〇六八、一〇六九の一から一〇六九の四まで、一〇七〇の一から一〇七〇の三まで、一〇七一の一から一〇七一の三まで、一〇七二及びこれらと一体をなす国有地並びに一〇六四の二、一〇六五の三、一〇六六の三と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>大字真名字土城</p>	<p>大字真名字土城の全域 大字真名字下土城一八の一、一八の二、一九の一、一九の二、二二の一から二二の六まで及びこれらと一体をなす国有地の一部 大字真名字破戸川通りの全域 大字真名字上瀧四〇の一から四〇の四まで、四一の一、四一の三及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>
<p>大字真名字下土城</p>	<p>大字真名字深田四八の一の一部、四八の二、四八の四の一部、四九の一部、五〇、五一の一、五一の二の一部、五二の一の一部、五二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字長谷字上河原の全域 大字長谷字中河原九の三、一〇の一、一一の一の一部、一二の二の一部、一二の四の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字真名字下土城のうち一八の一、一八の二、一九の一、一九の二、二二の一から二二の六まで及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>大字真名字上瀧</p>	<p>大字真名字上瀧のうち四〇の一から四〇の四まで、四一の一、四一の三及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>大字真名字深田</p>	<p>大字真名字深田のうち四八の一、四八の二、四八の四、四九、五〇、五一の一、五一の二、五二の一、五二の二、五三から五七まで、五八の一、五八の三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字真名字屋敷</p>	<p>大字真名字屋敷のうち六七、六九と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>大字真名字古屋敷</p>	<p>大字真名字古屋敷のうち七三の一部、七八の四及びこれらと一体をなす国有地並びに七一、七二の二、七四の一と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>大字真名字高畦</p>	<p>大字真名字深田四八の一の一部、四八の四の一部、四九の一部、五一の二の一部、五二の一の一部、五二の二の一部、五三から五七まで、五八の一、五八の三及びこれらと一体</p>

をなす国有地

大字真名字古屋敷七三の一部、七八の四及びこれらと一体をなす国有地並びに七四の一と一体をなす国有地

大字真名字高畦の全域

大字真名字瀬戸田八五の一部、八八の一から八八の四までの一部、九〇の一部及びこれらと一体をなす国有地

大字岩井字西花立一〇七三の二の一部、一〇七三の三の一部及びこれらと一体をなす国有地

大字岩井字東花立一〇八一の二の一部、一〇八二の二の一部、一〇八二の三の一部、一〇八二の四の一部、一〇八二の五、一〇八二の六の一部、一〇八三、一〇八四の一部、一〇八六の一部、一〇九〇の一部、一〇九一の一部、一〇九二、一〇九三の一部、一〇九四の一部及びこれらと一体をなす国有地

大字岩井字山崎河原一一一一の一部、一一二の一部、一一三、一一四の一部、一一五から一一七まで、一一八の一部、一一八の二、一一八の三、一一八の五、一二四の一部、一二四の二の一部、一二五の一部、一二六及びこれらと一体をなす国有地

大字長谷字中河原一一の二の一部、一二の二の一部、一二の三、一二の四の一部、一三から一六まで、一七の一、一七の二、一八及びこれらと一体をなす国有地

大字長谷字奈良田の全域

大字長谷字境河原の全域

大字真名字屋敷六七、六九と一体をなす国有地の一部

大字真名字古屋敷七一、七二の二と一体をなす国有地の一部

大字真名字瀬戸田のうち八五の一部、八八の一から八八の四までの一部、九〇の一部、九一の一から九一の三までの一部、九一の四及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

大字真名字樋ノ詰九三、九四の二の一部、九四の三の一部

大字真名字瀬戸田

大字真名字樋ノ詰

大字岩井字上樋ノ詰一〇七一の二の一部、一〇七二の一部及びこれらと一体をなす国有地

大字岩井字西花立一〇七三の二の一部、一〇七三の三の一部及びこれらと一体をなす国有地

大字真名字瀬戸田九一の一から九一の三までの一部、九一の四及びこれらと一体をなす国有地

大字真名字樋ノ詰のうち九三、九四の二、九四の三の一部、九九の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

大字真名字上樋ノ詰一四七の二、一四七の三、一四八、一四八第一、一四九、一五〇、一五四の一部、一五九、一六〇の一部、一六〇の二、一六〇の三の一部、一六一、一六一第一の一部、一六二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部

大字岩井字上樋ノ詰一〇六七の一部、一〇六八の一部、一〇六九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地

大字真名字上樋ノ詰のうち一四七の二、一四七の三、一四八、一四八第一、一四九、一五〇、一五三の二の一部、一五四の一部、一五九、一六〇、一六〇の二、一六〇の三、一六〇内二、一六一、一六一第一、一六二、一六三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

大字真名字上樋ノ詰一五三の二の一部、一六〇の一部、一六〇の二の一部、一六〇内二、一六一内第一の一部、一六二の一部、一六三の一部

大字真名字塚田の全域

大字真名字中高ノ下一七五の一部、一七六の二の一部、一七六の三の一部

大字真名字四十谷一七七の一部

大字真名字上樋ノ詰

大字真名字塚田

大字真名字新田二七四の一部、二七五の一部

大字真名字中高ノ下
大字真名字中高ノ下のうち一七五の一部、一七六の二の一部、一七六の二の一部以外の区域

大字真名字四十谷
大字真名字四十谷のうち一七七の一部以外の区域

大字真名字新田
大字真名字新田のうち二七四の一部、二七五の一部以外の区域

廃止する字の名称
大字岩井字南新砂子、大字岩井字北新砂子、大字岩井字上中河原、大字岩井字廣田塚ノ上、大字岩井字中樋詰、大字岩井字西花立、大字岩井字東花立、大字岩井字廣田、大字岩井字山崎河原、大字真名字破戸川通り、大字長谷字上河原、大字長谷字中河原、大字長谷字奈良田、大字長谷字境河原

鳥取県告示第二百五十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、岩美町長から次のとおり字の区域を新たに画し、変更し、及び廃止する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の新設、変更及び廃止は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定による岩井地区第三工区の換地処分公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成五年三月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

新たに画する字の名称

同上の区域（平成四年七月三十一日現在の地番による。）

大字長谷字長谷

大字長谷字桑谷九七七の一部、九九一の二の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字長谷字出合河原九九四の二、九九四の五及びこれらと一体をなす国有地並びに九九四の三と一体をなす国有地の一部

大字岩井字長谷口一から五まで、六の一、六の二、七の一、七の二、七の三の一部、八から一までの一部及びこれらと一体をなす国有地の一部
大字岩井字山黒一九と一体をなす国有地の一部

大字長谷字小黒見

大字長谷字山崎橋詰六六の一、六六の二、六七及びこれらと一体をなす国有地の一部
大字長谷字下狭間六八、六八の一、六九の一、六九の二、七〇の一部、七一の一部、七三の一部、七四から七七まで及びこれらと一体をなす国有地
大字長谷字上狭間七八から八三まで、八七、八八、八八の一、八九、九〇の一、九〇の二、九一及びこれらと一体をなす国有地
大字長谷字荒神箱九二から九六まで、一〇二の一部、一一〇の一部、一一二及びこれらと一体をなす国有地並びに一一四、一一五と一体をなす国有地
大字長谷字下小黒見一三九から一四三まで、一四四の一、一四四の二、一四四第一、一四五から一五三まで及びこれらと一体をなす国有地
大字長谷字狭間一〇〇の二の一部

大字長谷字岡田

大字長谷字岡田大字長谷字曲り谷口一六五の一部、一六六の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部
 大字長谷字五計代口一六七から一七五まで、一七七、一七九の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部
 大字長谷字下岡田一八〇の三から一八〇の三まで、一八一から一八五まで及びこれらと一体をなす国有地の一部
 大字長谷字左近田一八九、一九〇の二、一九〇の二、一九一の一部、一九四及びこれらと一体をなす国有地並びに一九三と一体をなす国有地の一部
 大字長谷字上岡田の全域
 大字長谷字弥五谷平二〇七と一体をなす国有地の一部
 大字長谷字下弥五谷河原二二一の一部、二二二、二二四の一部、二二五の一部、二二六の二、二二六の二、二二七、二二八、二二九の一部、二三〇の二の一部、二三一の二から二三三の三まで、二三三の二、二三三の二、二三三の二の一部、二三四の二の一部、二三五の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに二三四の二、二三五の二の一部と一体をなす国有地の一部
 大字長谷字上弥五谷河原二三六から三三九まで、二四〇の一、二四〇の二、二四一、二四二、二四三の一部、二四五の一部、二四六から二五〇まで及びこれらと一体をなす国有地の一部
 大字長谷字畑田四二八の二の一部、四二八の二、四二九の一部、四三〇、四三一の一部、四三三の二の一部、四三五の一部、四三七の一部、四三八及びこれらと一体をなす国有地
 大字長谷字横田六一七の一部及びこれと一体をなす国有地並びに六一七の一部と一体をなす国有地の一部
 大字長谷字タモノ木六二七の一部、六二八の一部、六二九及びこれらと一体をなす国有地
 大字長谷字澤カサタ六六七の一部

大字長谷字御屋敷下

大字長谷字曲り谷口一六三の一部、一六四、一六五の一部、一六六の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一六六の一部と一体をなす国有地の一部
 大字長谷字五計代口一六九、一七二、一七四と一体をなす国有地の一部
 大字長谷字下岡田一八一と一体をなす国有地の一部
 大字長谷字下弥五谷河原二二九の一部及びこれと一体をなす国有地
 大字長谷字御屋敷谷口五七七の一部、五七八の一部並びに五七九と一体をなす国有地の一部
 大字長谷字御屋敷六〇八の一部
 大字長谷字横田六一一、六一二、六一三の一部、六一七の一部、六一八の二、六一八の二、六一九の二、六一九の二、六二〇及びこれらと一体をなす国有地の一部
 大字長谷字タモノ木六二一から六二六まで、六二七の一部、六二八の一部、六三〇、六三一、六三二の二、六三二の二、六三三、六三四の二、六三四の二及びこれらと一体をなす国有地
 大字長谷字澤カサタ六六四の二、六六四の二、六六五、六六六、六六七の一部、六六八から六七六まで、六七七の二から六七七の四まで、六七八、六七九、六八〇の二の一部、六八〇の二の一部、六八〇の三、六八一の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部
 大字長谷字阿波羅六八二の一部、六八四から六八八まで、六八九の一部、六九〇の二、六九〇の二の一部、六九〇の三、六九〇の四の一部、六九〇の五、六九一、六九二の二から六九二の三まで、六九三の二、六九三の二、六九四の二、六九四の二、六九六の二、六九六の三、六九九の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに六八二の一部、六八三、六八三の二と一体をなす国有地の一部
 大字長谷字中村七八三の二、七八三の二、七八三の四、七八四の二、七八四の四、七八五、七八六の二、七八七の二から七八七の四まで、七九〇の二、七九一の二、七九一の二

	<p>三、七九二の二、七九三の二、七九三の三及びこれらと一体をなす国有地並びに七八七の一、七九〇の一と一体をなす国有地の一部</p>
<p>区域を変更する 字の名称</p>	<p>同上の区域（平成四年七月三十一日現在の地番による。）</p>
<p>大字岩井字長谷 口</p>	<p>大字岩井字長谷口のうち一から五まで、六の一、六の二、七の一から七の三まで、八から一三まで、一四の一及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>大字岩井字山黒</p>	<p>大字岩井字長谷口七の三の一部、八から一三までの一部、一二、一三、一四の一及びこれらと一体をなす国有地の一部 大字岩井字山黒のうち一九と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>大字岩井字若宮</p>	<p>大字岩井字若宮三三の一、三四の一、三五から三八まで、三九の一、四〇の一、四三の一、四四の一、四六の一から四六の四まで、四七、四八及びこれらと一体をなす国有地 大字岩井字若宮下四九から五七まで、五八の一部、五九、六〇の一部、六二から六五まで、六六の一、六七の一及びこれらと一体をなす国有地の一部 大字岩井字大野一三三の一部、一一三四の一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一三四の二と一体をなす国有地の一部</p>
<p>大字岩井字若宮</p>	<p>大字岩井字若宮のうち三三の一、三四の一、三五から三八まで、三九の一、四〇の一、四三の一、四四の一、四六の一から四六の四まで、四七、四八及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字岩井字若宮下のうち四九から六〇まで、六二から六五</p>	

<p>下</p>	<p>まで、六六の一、六七の一及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>大字岩井字大野 下</p>	<p>大字岩井字若宮下五八の一部、六〇の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字岩井字大野下の全域 大字岩井字大野一三三の一部及びこれと一体をなす国有地並びに一三七と一体をなす国有地の一部</p>
<p>大字岩井字大野</p>	<p>大字岩井字大野のうち一三三、一一三四の一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一三四の二、一三七と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>大字長谷字山崎 橋詰</p>	<p>大字長谷字山崎橋詰のうち六六の一、六六の二、六七及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>大字長谷字荒神 箱</p>	<p>大字長谷字荒神箱のうち九二から九六まで、一〇二の一部、一一〇の一部、一一二及びこれらと一体をなす国有地並びに一一四、一一五と一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字長谷字曲り 谷口</p>	<p>大字長谷字曲り谷口のうち一六三の一部、一六四、一六五の一部、一六六及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>大字長谷字五計 代口</p>	<p>大字長谷字五計代口のうち一六七から一七五まで、一七七、一七九の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字長谷字下岡 田</p>	<p>大字長谷字下岡田のうち一八〇の一から一八〇の三まで、一八一から一八五まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字長谷字左近</p>	<p>大字長谷字左近田のうち一八九、一九〇の一、一九〇の二、</p>

田	一九一の一部、一九四及びこれらと一体をなす国有地並びに一九三と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字長谷字弥五谷平	大字長谷字弥五谷平のうち二〇七と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字長谷字下弥五谷河原	大字長谷字下弥五谷河原のうち二二二の一部、二二二、二二四の一部、二二五の一部、二二六の一、二二六の二、二二七から二二九まで、二三〇の一の一部、二二二の一から二二二の三まで、二二二の一、二二二の二、二二二の三の一部、二二四の一の一部、二二五の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに二三四の二、二三五の二の一部と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字長谷字上弥五谷河原	大字長谷字上弥五谷河原のうち二二六から二二九まで、二四〇の一、二四〇の二、二四一、二四二、二四三の一部、二四五の一部、二四六から二五〇まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字長谷字平次郎谷口	大字長谷字平次郎谷口のうち二五三、二五四、二五七と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字長谷字廣高下	大字長谷字廣高下のうち三七六の一部、三七七の二、三八一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字長谷字下廣高下	大字長谷字上弥五谷河原二二六、二二七と一体をなす国有地の一部 大字長谷字平次郎谷口二五三、二五四、二五七と一体をなす国有地の一部 大字長谷字廣高下三七六の一部、三七七の二、三八一及びこれらと一体をなす国有地
大字長谷字隱谷口	大字長谷字下廣高下の全域 大字長谷字隱谷口四〇一、四〇三から四〇六まで、四二二、四二二、四二三の一部、四二四の一部、四二五、四二六の一部、四二七及びこれらと一体をなす国有地の一部 大字長谷字畑田四二八の一の一部、四二九の一部、四三一の一部、四三二、四三三の一、四三三の二の一部、四三四、四三五の一部、四三六、四三七の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字長谷字岡森河原四三九の一部 大字長谷字宮ノ後四四五の一部
大字長谷字岡森河原	大字長谷字隱谷口のうち四〇一、四〇三から四〇六まで、四二一、四二二、四二三の一部、四二四の一部、四二五、四二六の一部、四二七及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域
大字長谷字宮ノ後	大字長谷字岡森河原のうち四三九の一部以外の区域
大字長谷字御屋敷谷口	大字長谷字宮ノ後のうち四四五の一部以外の区域 大字長谷字御屋敷谷口のうち五七七の一部、五七八の一部並びに五七九と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字長谷字御屋敷	大字長谷字御屋敷のうち六〇八の一部以外の区域
大字長谷字榎田	大字長谷字榎田のうち六一一、六一二、六一三の一部、六一七、六一八の一、六一八の二、六一九の一、六一九の二、六二〇及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域
大字長谷字澤カ	大字長谷字澤カサ々のうち六六四の一、六六四の二、六六

サ々	五から六七六まで、六七七の二から六七七の四まで、六七八、六七九、六八〇の二の一部、六八〇の二の一部、六八〇の三、六八一の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域
大字長谷字阿波羅	大字長谷字阿波羅のうち六八二の一部、六八四から六八八まで、六八九の一部、六九〇の一、六九〇の二の一部、六九〇の三、六九〇の四の一部、六九〇の五、六九一、六九二の二から六九二の三まで、六九三の一、六九三の二、六九四の一、六九四の二、六九六の一、六九六の三、六九九の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに六八二の一部、六八三、六八三の一と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字長谷字中村	大字長谷字中村のうち七八三の一、七八三の二、七八三の四、七八四の二、七八四の四、七八五、七八六の二、七八七の二から七八七の四まで、七九〇の二、七九一の二、七九一の三、七九二の二、七九三の二、七九三の三及びこれらと一体をなす国有地並びに七八七の一、七九〇の一と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字長谷字河原田	大字長谷字河原田のうち九一五の一以外の区域
大字長谷字桑谷	大字長谷字河原田九一五の一 大字長谷字桑谷のうち九七七の一部、九九一の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字岩井字長谷口一から三までと一体をなす国有地の一部
大字長谷字出合河原	大字長谷字出合河原のうち九九四の二、九九四の五及びこれらと一体をなす国有地並びに九九四の三と一体をなす国有地の一部以外の区域

大字長谷字狭間	大字長谷字下狭間七〇の一部、七一の一部、七二、七三の一部 大字長谷字上狭間八四から八六まで 大字長谷字狭間のうち一〇〇の一の二の一部以外の区域
大字長谷字岡	大字長谷字下小黒見一三八及びこれと一体をなす国有地 大字長谷字岡の全域
廃止する字の名称	大字長谷字下狭間、大字長谷字上狭間、大字長谷字下小黒見、大字長谷字上岡田、大字長谷字畑田、大字長谷字タモノ木

鳥取県告示第二百五十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、東伯町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による大区の換地処分公告のあった日の翌日からその効力を生ずる。

平成五年三月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する 字の名称	同上の区域（平成四年九月一日現在の地番による。）
大字八橋字細見 谷頭	大字八橋字細見谷頭の全域 大字八橋字陣配坂ノ前三四五八の一から三四五八の三まで 及びこれらと一体をなす国有地
大字八橋字陣配 坂ノ前	大字八橋字陣配坂ノ前のうち三四五八の一から三四五八の三まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

鳥取県告示第二百五十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、江府町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による本町五丁目（坂木・北平）地区の換地処分の公告のあった日の翌日からその効力を生ずる。

平成五年三月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する 字の名称	同上の区域（平成四年十二月一日現在の地番による。）
大字小江尾字坂 木	大字小江尾字坂木のうち八一五の一部及び八一八の一、八一八の二と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字小江尾字滝ノ下八六八の一〇、八七一の一部、八七二の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字小江尾字滝 ノ下	大字小江尾字滝ノ下のうち八六八の一〇、八七一、八七二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字小江尾字古 屋敷	大字小江尾字坂木八一五の一部及び八一八の一、八一八の二と一体をなす国有地の一部 大字小江尾字滝ノ下八七一の一部、八七二の一部 大字小江尾字古屋敷のうち八七五の四及びこれと一体をなす国有地以外の区域

鳥取県告示第二百五十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、福部村長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定による認証の日からその効力を生ずる。

平成五年三月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

<p>区域を変更する 字の名称</p>	<p>同上の区域（平成四年七月三十一日現在の地番による。）</p>
<p>大字湯山字下渡瀬</p>	<p>大字湯山字下渡瀬のうち三七二の三、三七二の九、三七三の三、三七三の九、三七三の一〇から三七三の一三まで、三七四及びこれらと一体をなす国有地並びに三六九、三七三の一と一体をなす国有地以外の区域 大字湯山字小松崎四〇六の三、四〇六の四、四〇七の二から四〇七の六まで及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>
<p>大字湯山字小松崎</p>	<p>大字湯山字小松崎のうち四〇六の三、四〇六の四、四〇七の一、四〇七の二から四〇七の六まで、四一一の二、四一二の二及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域 大字湯山字下渡瀬三七二の三、三七二の九、三七三の三、三七三の九から三七三の一三まで及びこれらと一体をなす国有地の一部 大字湯山字大谷四二一から四二三まで、四三二の二と一体をなす国有地の一部</p>
<p>大字湯山字大谷</p>	<p>大字湯山字大谷のうち四三二の三、四三四の二、四三七の三、四三八の二、四四一、四四二の二、四四四の二、四四五の四及びこれらと一体をなす国有地並びに四二一から四二三まで、四三二の二と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字湯山字宮代五一九の三、五二〇の一</p>
<p>大字湯山字越甫ケ谷</p>	<p>大字湯山字越甫ケ谷のうち四五〇の二、四六〇の一、四六〇の四、四六一の二、四六二の一、四六二の二、一五八六の二、一五八八の二、一五八九の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字湯山字宮代一五九〇、一五九一、一五九二の四及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>
<p>大字湯山字宮代</p>	<p>大字湯山字宮代のうち四七三の二、四七三の三、四七四の二から四七四の六まで、四七八の二、五一九の三、五二〇の一、一五九〇、一五九一、一五九二の四及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域 大字湯山字越甫ケ谷四五〇の二、四六〇の一、四六〇の四、四六一の二、四六二の一、四六二の二、一五八六の二、一五八八の二、一五八九の二及びこれらと一体をなす国有地 大字湯山字中船戸五六三の一、五六四の一三、五六四の一八、五六五の一、五六五の二、五六五の三、五六五の四、五六六、五六七の二及びこれらと一体をなす国有地 大字湯山字宮ノ下五六八の一、五七二の三及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字湯山字上渡瀬</p>	<p>大字湯山字上渡瀬のうち五四四の二、五四四の三、五五〇の二、五五〇の三から五五〇の五まで、五五一の一、五五一の二、五五一の四、五五一の五、五五二の一から五五二の三まで、五五三の一、五五三の二、五五三の四から五五三の六まで、五五五の二、五五五の三、五五六の一から五五六の五まで、五五七及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字湯山字大谷四三二の三、四三四の二、四三七の三、四三八の二、四四一、四四二の二、四四四の二、四四五の四及びこれらと一体をなす国有地 大字湯山字洲口五六〇の一、五六二の三及びこれらと一体</p>

大字湯山字洲口	をなす国有地
大字湯山字洲口のうち五六〇の一、五六二の三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字湯山字下渡瀬三七四及び三六九、三七三の一と一体をなす国有地 大字湯山字小松崎四一一の二、四一二の二及びこれらと一体をなす国有地並びに四〇七の一、四〇七の二、四〇七の六、四一〇の一と一体をなす国有地の一部 大字湯山字上渡瀬五四四の二、五四四の三、五五〇の二から五五〇の五まで、五五一の一、五五一の二、五五一の四、五五一の五、五五二の一から五五二の三まで、五五三の一、五五三の二、五五三の四から五五三の六まで、五五五の二、五五五の三、五五六の一から五五六の五まで、五五七及びこれらと一体をなす国有地	
大字湯山字中船戸	大字湯山字中船戸のうち五六三の一、五六四の一三、五六四の一八、五六五の一、五六五の二から五六五の四まで、五六六、五六七の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字湯山字宮ノ下	大字湯山字宮ノ下のうち五六八の一、五七二の三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字湯山字宮代四七三の二、四七三の三、四七四の二から四七四の六まで、四七八の二及びこれらと一体をなす国有地
大字湯山字宮ノ前	大字湯山字宮ノ前の全域 大字湯山字鐘畑田六六三の二から六六三の四まで、六六三の六、六六四の二、六六七の四、一五九五の二から一五九五の五まで、一五九六の四、一五九六の五及びこれらと一体をなす国有地並びに六六七の一、六七二と一体をなす国有地
大字湯山字鐘畑田	大字湯山字鐘畑田のうち六六三の二から六六三の四まで、六六三の六、六六四の二、六六七の四、一五九五の二から一五九五の五まで、一五九六の四、一五九六の五及びこれらと一体をなす国有地並びに六六七の一、六七二と一体をなす国有地以外の区域
大字湯山字塗谷	大字湯山字塗谷の全域 大字湯山字口中溝一〇三七の二、一〇四三の三、一〇四三の四、一七二四の二及びこれらと一体をなす国有地並びに一〇三八の一と一体をなす国有地の一部
大字湯山字口中溝	大字湯山字口中溝のうち一〇三七の二、一〇三九、一〇四三の三、一〇四三の四、一〇五七、一〇六三、一七二四の二及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに一〇三八の一と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字湯山字中溝	大字湯山字中溝の全域 大字湯山字口中溝一〇五七、一〇六三
大字湯山字日中	大字湯山字日中の全域 大字湯山字口中溝一〇三九
大字湯山字口多鯨	大字湯山字口多鯨のうち一五四九、一五四九の一、二〇六二の二及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域 大字湯山字嶋向二〇三五の二、二〇三六の三、二〇三七の二、二〇四一の二、二〇四四の二
大字湯山字奥多	大字湯山字奥多鯨の全域

大字湯山字下火打原	大字湯山字下火打原の全域 大字湯山字口多鯨二〇六二の二
大字湯山字嶋向	大字湯山字嶋向のうち二〇三五の二、二〇三六の三、二〇三七の二、二〇四一の二、二〇四四の二、二〇五〇の二、二〇五一の二、二〇五一の三以外の区域
大字湯山字口多鯨	大字湯山字口多鯨一五四九、一五四九の一及びこれらと一体をなす固有地 大字湯山字嶋向二〇五〇の二、二〇五一の二、二〇五一の三

鳥取県告示第二百六十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る岩井地区第一工区の換地処分を行ったので、同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成五年三月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百六十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る岩井地区第三工区の換地処分を行ったので、同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定によ

り告示する。

平成五年三月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百六十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、東伯町が行う土地改良事業に係る大成地区の換地処分をした旨の届出があったので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成五年三月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百六十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、江府町が行う土地改良事業に係る本町五丁目（坂木・北平）地区の換地処分をした旨の届出があったので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成五年三月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次